

広島県選挙管理委員会告示第四十二号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第二号の規定により、個人演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、廿日市市選挙管理委員会及び世羅町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年七月三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

名称	指 定 施 設 所 在 地	変 更 事 項	変 更 後
佐方上集会所	廿日市市佐方六二六番地の一	所在地	廿日市市佐方六二六番地一
上平良集会所	廿日市市上平良一〇三二番地の一	所在地	廿日市市上平良一〇三二番地一
後畑集会所	廿日市市原二三八番地の二	所在地	廿日市市原二三八番地二
橋本集会所	廿日市市原五六〇番地の二	所在地	廿日市市原五六〇番地二
佐方西集会所	廿日市市佐方一〇五八番地の一	所在地	廿日市市佐方一〇五八番地一
砂原集会所	廿日市市宮園七丁目一六五一番地の一	所在地	廿日市市宮園七丁目一六五一番地一
中平良集会所	廿日市市上平良一三〇六番地の一	所在地	廿日市市上平良一三〇六番地一
的場集会所	廿日市市宮園七丁目一六五一番地の五	所在地	廿日市市宮園七丁目一六五一番地五
四季が丘十一丁目集会所	廿日市市四季が丘十一丁目三番一九号	所在地	廿日市市四季が丘十一丁目三番地一九
宮園二丁目集会所	廿日市市宮園二丁目七番地の二二	所在地	廿日市市宮園二丁目七番地二二
宮園八丁目集会所	廿日市市宮園八丁目四番地の一	所在地	廿日市市宮園八丁目四番地一
北山集会所	廿日市市宮内一〇〇五番地の一	所在地	廿日市市宮内一〇〇五番地一

佐原田集会所	廿日市市宮内四二四〇番地の二	所在地	廿日市市宮内四二四〇番地二
畑口集会所	廿日市市宮内三六七〇番地の一	所在地	廿日市市宮内三六七〇番地一
速谷集会所	廿日市市陽光台一丁目一番地の三	所在地	廿日市市陽光台一丁目一番地三
光ヶ丘集会所	廿日市市阿品一丁目二番八号	名称	廿日市光ヶ丘集会所
老人の家福寿荘	廿日市市吉和一五一五番地一	所在地	廿日市市吉和一五〇八番地二
光ヶ丘集会所	廿日市市友田二四番地四九	名称	佐伯光ヶ丘集会所
第一集会所	廿日市市吉和一六〇番地七	所在地	吉和第一集会所
第二集会所	廿日市市吉和七三五番地	所在地	吉和第一集会所
第二集会所	廿日市市吉和甲三二八二番地一	所在地	廿日市市吉和七三八番地一
第三集会所	廿日市市吉和甲三二八二番地一	名称	吉和第三集会所
中央集会所	廿日市市吉和三六二四番地一	名称	吉和中央集会所
宮島町観光会館	佐伯郡宮島町四一二番地	所在地	宮島観光会館
世羅西町老人福祉センター	世羅郡世羅西町大字上津田九九番地の一	所在地	せらにし老人福祉センター
せら文化センター	世羅郡世羅西町大字寺町一一五八番地の三	所在地	世羅郡世羅町大字寺町一一五八番地三